

編集後記

技術立国日本のポテンシャルは高いのか？そんなことを考えながら、知財の関係者と話をしている、最近よく耳にする、とても気になることがある。それは会社に入ってくる若者たちのこと。確かにいい大学等を出てきた、いわゆる優秀な人材。しかし何か物足りない。その本人自らが意識しようもないが、上司から「なにか新しいものを開発しろ。」と言われても、どう考えて良いのかわからない。「この課題を解決してみろ。」と言われても、「教えてもらっていません。」という回答が来たりすることが多いというのだ。共通するのは、自分で考える力、考えようとする力が弱くなっているのではないかということ。上司としては、「それは自分で考えろ！」と言いたくなるが、どういうふうに自分で考えればいいのか、の第一歩を踏み出せない限り、時間がただ過ぎていくばかりである。

他方、「必要は発明の母」というが、必要にもいろいろあって、本当に無いと困る、足りないからそこを充たしたい「必要」もあれば、無くてもなんとかなるが、あれば助かる、といった程度の「必要」もある。戦後の復興、欧米諸国に追いつけ追い越せの時代はその前者。周りと比較すると足りないものだらけ。なんとかしたい、の気持ちが世の中に蔓延し、常にそんな空気に囲まれていれば、自ずと皆がその流れにのまれるというもので、その結果、特許でいえば大量出願大国の時代となった。そして時には、追い込まれた者の馬鹿力で大きな課題に対するブレークスルーが生まれることがありもした。しかし、これだけ世の中が豊かになり、充たされてくると、そうしたエネルギーは少なくなってくるのは当然の環境の変化である。

知的創造サイクル（「創造」→「保護」→「活用」→「創造」・・・）のうち、「保護」の仕組みをより良くし、「活用」をいくら促したところで、その対象となる「創造」の産物が少なくなってしまうのは、知的創造サイクルを回しようがない。日本での特許出願が少なくなった要因として、市場としての魅力や製造拠点が国外に移っていったということも大きいとは思いますが、「出願」の増減に「創造」の増減がどの程度、関係しているのか気になる場所である。「創造」の減退は、技術立国を目指す上で大問題である。

特許法第一条には、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする、とある。これは発明が生まれた後のシステムの充実であって、生まれた発明が世の中で役立つように環境を整備することで、発明を奨励している。

発明が生まれる前の環境についてはどうだろう。発明の利用によって、更に新たな発明を創造するのに必要な資金等が得られるような状況を作るとは、特許法の目的とするところであろう。しかし、発明を生み出す者の能力の開発や、発明の必要性を広く多くの者に感じさせることに関しては、発明を待って始まる特許制度に留めることなく、知財立国をより広い視野で見つめた上で、取組を進めることの必要性を感じる。

「創造」とは、自らの力で工夫や考えを凝らし、そうした自分の力をアウトプットすることが基本である。しかし、今さら言うまでもなく世の中には情報が溢れ、自分の力をアウトプットする前に次々と、やり方が知らされ、答えが教えられてしまうような状況に包まれているような気もする。つまり、入ってくる情報を処理するだけで精一杯で、また、なんだか知識が増えたことでわかったような気になってしまい、いざ何かを生み出せと言われると、どうしていいのかわからないという状況に陥ってしまう。知識を詰め込み、それを引き出すだけでは、進歩にはなかなかつながらない。ところが世の中の人々は、どんどん入ってくる知識に埋もれ、実は新たな発想を生み出そうにも、身動きが取れない状態にあることすら気づかず仕舞いでいるのかもしれない。

いま更、知財の世界において、グローバルに活躍のできる知財人材の育成の重要性を説明するまでもないが、実は、どういうことを意識して知財に係る人材を育成していけば良いのかを考えるとなかなか難しい。そのひとつの観点として、上述のような人が育つ環境の変化も考慮すべきはないだろうか。

ダイレクトに創造力豊かな発明者を養成しようにも、そうした発明者の養成を担う者を育てることから始めなければならない。これからの知財人材の育成を考えると、発明の保護や利用をしつ

かりと進めることに加えて、「創造」の部分の活性化も意識した人材開発も、今後、知財立国を語る上で重要な課題となる兆しを感じるのである。(N.O)



今回の巻頭言は、明治大学法科大学院の高倉成男先生にお願いした。米国が知財保護強化の政策をとり始めた1985年を起点に現在までを3期に分け、それぞれの時期に問題となった項目や特色についてご紹介くださった上で、マルチのルールづくりを進めるに際しての課題やポイントを整理してくださっている。

論文欄では3つの異なるテーマの論考を掲載した。

まもなく我が国において「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」に基づく意匠の国際出願・国際登録が可能となる。そこで、渡邊知子弁護士にジュネーブ改正協定と平成26年改正意匠法の概要についてご紹介いただいた。PCTシステム等との比較、国際意匠出願の概要とジュネーブ改正協定加入に伴う法改正の概要等について、図表や事例などを用いつつ、わかりやすく解説くださっている。

東洋大学の安藤和宏先生には、アメリカにおけるパロディ商標をめぐる問題について考察していただいた。ランナム法の下でのパロディ商標の取り扱いについて主要な裁判例や学説などを参照・分析した上で、我が国における議論の状況と我が国への示唆をまとめてくださっている。

国立感染症研究所感染症疫学センターの牧野友彦氏には、病原体へのアクセス問題についてご紹介

いただいた。これまでの経緯、国際連携の状況、生物多様性条約、名古屋議定書を経ての現在の種々の国際枠組みの相互関係などについて考察した上で、緊急事態における遺伝資源への強制アクセス枠組みについて提言されている。

判例評釈欄では、末吉剛弁護士に、アップル対サムスン事件知財高裁大合議判決を題材に権利者による部品の譲渡と完成品の特許の消尽又は黙示の許諾について考察していただいた。消尽論の根拠、過去の裁判例、学説などを整理しつつ、黙示の承諾の問題点などを類型化して分析してくださっている。

情報欄では、2つの論考を掲載した。

まず営業秘密の保護・活用に関し、経済産業省知的財産政策室の西川喜裕氏に特許化と秘匿化のそれぞれの特色、使い分けの手法について整理していただくとともに、最近の営業秘密保護強化に関する取組についてご紹介いただいた。

一方、愛媛県立新居浜工業高等学校の内藤善文校長には、これまで取り組まれた知財教育の内容や各種ツールについて、写真や図などとともに、詳しくご解説いただいた。知財教育を展開する上での工夫が数多く紹介されている。

本誌のご感想、掲載記事やバックナンバー等に関するお問い合わせは、独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室 (FAX: 03-3595-2792, E-mail: PA9305@inpit.jpo.go.jp) まで。

本誌(第39号以降)の内容は、工業所有権情報・研修館のWebサイト (<http://www.inpit.go.jp/jinzai/study/index.html>) でも閲覧可能である。(M.T)

特許研究 PATENT STUDIES No. 59 (March 2015) ©

平成27年3月31日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

電話: 03-3581-5092 FAX: 03-3595-2792



HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)

印刷所 株式会社 アイフィス

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。